

庄内下水処理場のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 庄内下水処理場及びポンプ場について、今後のあり方を検討するため、庄内下水処理場のあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、将来にわたり市域の下水を適正に処理していけるよう、庄内下水処理場及びポンプ場の整備方針や整備方法について調査・検討を行い、上下水道事業管理者へ報告する。

(組織構成)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる職にある者及び事務局で組織する。

- (1) 技術部長
 - (2) 技術部次長(下水道)
 - (3) 技術部猪名川流域下水道事務所長
 - (4) 技術部下水道建設課長
 - (5) 技術部下水道施設課長
 - (6) 技術部猪名川流域下水道事務所建設課長
 - (7) 技術部猪名川流域下水道事務所維持課長
- 2 検討会には、座長と副座長をおく。
 - 3 座長は技術部長をもって充て、副座長は座長が指名する。
 - 4 座長に事故があったときは、副座長がその職務を代理する。
 - 5 検討会は座長が召集し、これを主宰する。
 - 6 座長が特に必要と認めたときは、指名する者を加えることができる。

(事務局)

第4条 検討会の事務局は、経営部経営企画課に置き、その事務を処理する。

- 2 検討会の事務局に事務局長を置く。
- 3 検討会の事務局長は経営企画課長をもって充てる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。